石川来公報

平成 31 年 3 月 1 日

第 13185 号(金曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示					○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	6
○石川県政府調達苦情検討委員会設置要	網の一	部改正	E		公安委員会	
	(管	財	課)	1	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7
○政府調達に関する苦情の処理手続要領	の一部	改正			○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	8
	(同)	1	○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	8
○農業災害補償法第15条第1項第1号の 務の規模の基準の廃止	District to Description	に係る 業政策		1	人事委員会 ○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を	
○土地収用法に基づく事業の認定	(監	理	課)	2	改正する規則	8
○県道の区域の変更	(道	路整值	前課)	3	○公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則	
○県道の供用の開始	(同)	3	の一部を改正する規則	9
○道路の占用を制限する区域の指定	(同)	4	正誤	
公 告					○平成31. 2. 15第13181号中	9
〇入札公告 (全	少子化	対策盟	监室)	4	State South 1 - Property Name of State Sta	

告 示

石川県告示第66号

石川県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年石川県告示第365号)の一部を次のように改正する。 平成31年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「県の機関」の次に「及び県が単独で設立する地方独立行政法人」を加える。 第2条に次の1項を加える。

- 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

附則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

石川県告示第67号

政府調達に関する苦情の処理手続要領(平成8年石川県告示第366号)の一部を次のように改正する。 平成31年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「県が」を「県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が」に改める。

附則

この告示は、平成31年3月1日から施行し、同日以後に申立てのあった苦情の処理について適用する。

石川県告示第68号

農業災害補償法第15条第1項第1号の農作物に係る業務の規模の基準(平成28年石川県告示第42号)は、平成31年 3月1日限り廃止する。 平成31年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第69号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成31年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起業者の名称

七尾市

2 事業の種類

市道徳田303号線道路改良事業(七尾市国分町地内から同市藤橋町地内まで)

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分

七尾市国分町子、所口町ト、藤橋町卯地内

(2) 使用の部分

七尾市国分町子地内

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、七尾市国分町地内から同市藤橋町地内までの延長686mの区間(以下「本件区間」という。) を全体計画区間とする「市道303号線道路改良事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市道303号線を拡幅する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である七尾市(以下「起業者」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第2項の普通地方公共団体である。

起業者は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

市道303号線(以下「本路線」という。)は、七尾市国分町地内を起点とし、同市所口町を経由して同市藤橋町地内に至る延長686mの市道である。

本路線は七尾駅南地区における路線バス4路線及びコミュニティーバス1路線の唯一の運行経路であり、市立七尾中学校の通学路にも指定されているため、生徒の通学に欠かせない重要な道路となっている。

しかしながら、本件事業における本路線(以下「現道」という。)は路線バス等の運行経路及び通学路指定された道路でありながら歩道が設置されておらず、また道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める幅員を満たしていない2車線道路であるため、通学する生徒等歩行者の安全を十分に確保できない状況にある。

本件事業の完成により、現道が拡幅され、歩道等を設置することから、通学路として利用する生徒等歩行者の安全確保及び安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)に規定する環境影響評価が義務付けられ た事業に該当しない。また、起業者が任意で本件事業区間において、「石川県レッドデータブック(動物編)

第13185号

2009」及び「石川県レッドデータブック(動物編)2010」に記載された絶滅危惧種、準絶滅危惧種が存在しないことを確認しているため、本件事業が及ぼす影響は小さいとされている。

また、本件事業区間は文化財保護法(昭和25年法律第214号)による、埋蔵文化財包蔵地には該当せず、保護のための特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通安全の確保を主な目的として、道路構造令による幅員2.50mの歩道を含む道路区分第4種第3級の規格に基づく、総幅員12.0mの2車線道路に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、本路線と接続する市道矢田郷36号線及び市道矢田郷361号線とともに、都市計画道路国分藤橋線として都市計画決定(当初決定:平成23年12月13日七尾市告示第187号、計画変更:平成27年3月25日七尾市告示第58号)されており、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、現道は歩行者の安全を十分に確保できない状況にあり、その解消を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、徳田地区町会長連合会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

七尾市建設部都市建築課

石川県告示第70号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。 なお、その関係図面は、平成31年3月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成31年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名		ì	首	路		の	区	域		関係図面の
始 旅 石	変	更	0)	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
金沢田鶴浜線	◆ 次日 日本 1 年 1 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年						旧	45.80~87.00	221.6	県 央 土 木 総合事務所
並仍口悔供務	金沢市戸水二	二丁目1	58番地	先まで			新	45.80~89.20	221.6	維持管理課

石川県告示第71号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成31年3月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成31年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
金沢田鶴浜線	金沢市鞍月四丁目4番地先から 金沢市戸水二丁目158番地先まで	平成31年3月1日	県 央 土 木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。 なお、その関係図面は、平成31年3月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成31年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
旧 、	人 汩 田 始 汇 始	金沢市鞍月四丁目4番地先から	月九七十%
県 道	金沢田鶴浜線	金沢市戸水二丁目158番地先まで	県央土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月1日

公			告
λ.	机	於	告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務名

石川県立児童生活指導センター給食業務委託

(2) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(3) 履行場所

河北郡内灘町字大根布と543 石川県立児童生活指導センター内

(4) 業務内容

「石川県立児童生活指導センター給食業務仕様書」に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成

9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件のすべてに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 県内に事業所を設置(設置予定を含む。)していること。
- (4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。
- 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成31年3月1日(金)午前9時から同月14日(木)午後5時まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出場所

河北郡内灘町字大根布と543

石川県立児童生活指導センター

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成31年3月19日(火)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

- 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付
- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-0266 河北郡内灘町字大根布と543

石川県立児童生活指導センター

電話番号 076-286-3235 FAX番号 076-286-3432

(2) 交付期間

平成31年3月1日(金)午前9時から同月14日(木)午後5時まで(県の休日を除く。)

5 入札の日時及び場所

平成31年3月26日(火)午前11時30分

河北郡内灘町字大根布と543 石川県立児童生活指導センター 1階会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 入札に関する注意事項
 - (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
 - (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事

項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規 模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のた め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を 述べることができる。

平成31年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス笠舞店

金沢市笠舞一丁目574-4 外3筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者 アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男

富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男 富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年10月19日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,422平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 130台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 45台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 72平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 21立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前8時から翌午前0時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

7

午前7時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 4箇所

位置 縦覧による。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時~午後10時

7 届出年月日

平成31年2月18日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

9 届出等の縦覧期間

平成31年3月1日から同年7月1日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成31年7月1日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第18号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。 平成31年3月1日

石川県公安委員会

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表942の項を次のように改める。

942	市道武蔵町線13	△汨去+	高岡町方向から下堤町方向へ	自動車及び原動	終日
942	号	金沢市武蔵町11番6号先	の左折	機付自転車	が 令 口

別表第9の2 (車両の立入禁止) 金沢東警察署管内の表1の項を次のように改める。

1 削 除

別表第11(最高速度の指定)能美警察署管内の表85、114、115及び127の項を次のように改める。

85	削	除	
114	削	除	
115	削	除	
127	削	除	

別表第11(最高速度の指定)白山警察署管内の表373の項を次のように改める。

97	9	主要地方道小松	白山市左礫町ニ138番地先から	約350	毎時30キロ	終日	車両(けん引③を
31	3	鳥越鶴来線	白山市左礫町ニ1番地先まで	メートル	メートル	形令口	除く。)

別表第11 (最高速度の指定) 津幡警察署管内の表143の項を次のように改める。

143 削 除

別表第11 (最高速度の指定) 珠洲警察署管内の表62の項を次のように改める。

		珠洲市馬緤町1字11番地1先から	約2,320	毎時50キロ		車両(原動機付自
62	国道249号	珠洲市馬緤町ヌ部8番地1先まで	ポリン, 520 マートル	サビュートル	終日	転車及びけん引①
		外側目 海豚町 入印 6 街地 九よ	1.70	X - 1,70		②③を除く。)

第13185号

別表第11(最高速度の指定)2以上の警察署管内にまたがる表52の項を次のように改める。

52 削 除

別表第18(駐車禁止)白山警察署管内の表309の項を次のように改める。

 309
 主要地方道小松
 白山市左礫町ニ138番地先から
 約350
 終日
 車両

 鳥越鶴来線
 白山市左礫町ニ1番地先まで
 メートル

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成31年3月1日

石川県金沢中警察署長

警視正 村 本 義 和

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称

株式会社アイビックス北陸

- (2) 主たる事務所の所在地 金沢市新神田5丁目2番3
- 2 確認事務を行う区域及び期間
- (1) 区域

石川県金沢中警察署の管轄区域

(2) 期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成31年3月1日

石川県金沢東警察署長

警視 谷 口 栄三郎

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称

株式会社アイビックス北陸

- (2) 主たる事務所の所在地 金沢市新神田5丁目2番3
- 2 確認事務を行う区域及び期間
- (1) 区域

石川県金沢東警察署の管轄区域

(2) 期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

人 事 委 員 会

平成三十一年三月一日一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第二号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改 正する。

別表第十警察の部本部の項中

	产		展		
1	海 南	油瓶参 事百			
	糋	#	-(m		

Γ	,	-
海 東		
神雁参 事恒	1 1 timil	11.× 0.0°
終 据 参 事 但	- 11類	に改める。
参 庫 佰		r.
		-]

宝 宝

この規則は、平成三十一年三月六日から施行する。

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第三号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年石川県人事委員会規則第三号)の一部を汝のよ うに改正する。

別表第一中「公益社団法人日本フェンシング協会」を「公益社団法人日本フェンシング協会」を「公益社団法人日本フェンシング協会」に改める。

医 图

この規則は、公布の日から施行する。

 正	誤
	2.5

平成31年2月15日発行の石川県公報第13181号中、正誤次のとおり

ページ	誤	正
1	公有水面埋立て工事の竣工の認可	公有水面埋立て工事の竣功の認可